

仙台市地域防災計画の修正について (災害発生情報の発令と警戒レベルの導入)

1 計画見直しの経緯

平成 30 年 7 月豪雨での被害等を踏まえ、平成 31 年 3 月に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改正され、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を 5 段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするのが示され、今年度の出水期までに防災関係機関が連携し実施することから、本市においても早急に対応する必要がある。

2 主な修正事項

(1) 避難勧告等の発令基準の変更

現在は、「避難勧告」の発令時点よりも、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要する場合に「避難指示(緊急)」を発令することとしているが、大雨に起因する災害が発生した場合については、新たに新設される「災害発生情報」を発令するよう変更する。(別紙一対応 1)

(2) 避難勧告等発令時の警戒レベル付与

大雨に起因する避難勧告等の伝達内容に警戒レベルを追加する。(別紙一対応 2)

3 修正該当箇所

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 30 年度)
風水害等	1 自助・共助	3	1	避難勧告等の発令基準と対象地域	7
風水害等	2 公助	4	2	避難勧告等の実施	48

4 修正方法

仙台市防災会議規程第 6 条に基づく会長（市長）の専決処分により速やかに修正を行う。

5 市民啓発

- (1) 住民説明会の開催(資料 3「大雨時の避難行動等に関する説明会の開催について」参照)
- (2) 市政だより 6 月号(特集記事)への掲載
- (3) ホームページによる周知・啓発